

2. 大学間共同実施協定

帯広大谷短期大学、釧路短期大学、北海道教育大学、帯広畜産大学及び
釧路公立大学による教員免許状更新講習の共同実施に関する覚書

「帯広大谷短期大学、釧路短期大学、北海道教育大学、帯広畜産大学及び釧路公立大学による教員免許状更新講習の共同実施に関する協定書」(以下「協定書」という。)に基づき、教員免許状更新講習(以下「更新講習」という。)を円滑に実施するため、次のとおり覚書を交わすものとする。

- 1 協力事項の役割
各共同実施大学は、更新講習を実施するため、以下の役割を分担するものとする。
 - (1) 北海道教育大学
北海道教育大学は、協定書に定める協力事項における全ての業務について担当し、北海道東部地域全般を担当するものとする。
 - (2) 帯広畜産大学
帯広畜産大学は、協定書に定める協力事項における全ての業務について担当し、主に十勝地区の実施を担当するものとする。
 - (3) 釧路公立大学
釧路公立大学は、協定書に定める協力事項における(1)「道東コンソーシアムの運営に関すること」、(3)「広報に関すること」及び(7)「講習者情報の共有及び講習内容の改善に関すること」を分担するほか、北海道教育大学が担当する講座における講師を必要に応じて派遣するものとする。
 - (4) 帯広大谷短期大学
帯広大谷短期大学は、協定書に定める協力事項における全ての業務について担当し、主に十勝地区の実施を担当するものとする。
 - (5) 釧路短期大学
釧路短期大学は、協定書に定める協力事項における(1)「道東コンソーシアムの運営に関すること」、(3)「広報に関すること」及び(7)「講習者情報の共有及び講習内容の改善に関すること」を分担するほか、北海道教育大学が担当する講座における講師を必要に応じて派遣するものとする。

- 2 道東コンソーシアムの運営
道東コンソーシアムは、更新講習を実施するため、運営委員会を設置するものとする。

- (1) 組織
 - ① 運営委員は、各共同実施大学が指名した者各1名で構成するものとする。
 - ② 運営委員会に委員の互選により委員長を置くものとする。
 - ③ 運営委員会に幹事を置くものとする。
- (2) 審議事項
運営委員会は、協力事項及び実施計画について審議するものとし、審議結果については、各共同実施大学の責任において処理するものとする。

- 3 更新講習の実施
道東コンソーシアムは、地域の特徴に即した講習を行なうため、実施計画を策定するものとする。

- 4 その他共同実施に関し必要な事項
その他、更新講習の実施に関し本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、各校代表者によって協議のうえ決定するものとする。

平成20年12月19日

帯広大谷短期大学長
中川白告三郎

釧路短期大学長
西巻正一

北海道教育大学長
本間謙二

帯広畜産大学長
長澤秀行

釧路公立大学長
小陣修一